

松戸市教育委員会会議録

平成26年11月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成26年11月定例

開 会	平成26年11月13日(木) 14時00分	閉 会	平成26年11月13日(木) 15時48分	
署名委員	委員長 關 英昭	委 員	瀧田 泰子	
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 市場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山田 達郎	○
	委 員 松田 素行	○	教育長 伊藤 純一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 26 年 11 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	博物館 館長補佐	秋谷 昌子
2	学校教育部 部長	大井 徹	22	〃 主幹	中山 文人
3	〃 参事監	門 良英	23		
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	〃 専門監	関 聡	25		
6	〃 専門監	渡邊 和宣	26		
7	〃 課長補佐	中野 幸子	27		
8	〃 主幹	横田 浩一	28		
9	〃 指導主事	大野 寿	29		
10	〃 主査	藤中 孝一	30		
11	〃 主任主事	橋本 欣之	31		
12	学務課 課長	久保木 晃一	32		
13	〃 課長補佐	鮎川 涉	33		
14	〃 課長補佐	近松 真哉	34		
15	〃 課長補佐	西郡 泰樹	35		
16	社会教育課 課長	海老沢 健司	36		
17	〃 課長補佐	町山 茂昭	37		
18	美術館準備室 室長	田中 典子	38		
19	〃 主任主事	鵜飼 瞳	39		
20	博物館 次長	林 総太郎	40		

平成26年11月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成26年11月13日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第53号

平成26年度末及び平成27年度松戸市立小・中学校職員
人事異動方針並びに平成26年度末及び平成27年度松戸
市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について

(学務課) … p1

② 議案第54号

松戸市美術品等選定評価委員会条例の制定について

(社会教育課) … p7

③ 議案第55号

松戸市立博物館等資料選定評価委員会設置条例の制定に
ついて

(博物館) … p14

④ 議案第56号

平成26年度12月教育費補正予算について

(教育企画課) … p21

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成26年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を瀧田委員、お願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い、議事を進めます。

本日の議題は議案4件となっております。

◎議案第53号

委員長 初めに、議案第53号「平成26年度末及び平成27年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成26年度末及び平成27年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 それでは、議案第53号「平成26年度末及び平成27年度松戸市立小・中学校職員人事異動方針並びに平成26年度末及び平成27年度松戸市立小・中学校職員人事異動実施方策の制定について」ご説明いたします。

まず資料の確認でございますが、1ページ目が提案のかがみでございます。2ページ、3ページ目が松戸市の人事異動方針。4ページ、5ページ目が人事異動実施方策でございます。

6 ページ目が今年度と昨年度の人事異動方針及び実施方策の新旧対照表でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

まず2 ページ目でございますが、本件につきましては、県費負担教職員の人事異動でございます。任命権者である千葉県教育委員会の策定した人事異動方針実施細目に基づいて推進するものでございます。昨年度からの変更点についてのみ説明をさせていただきます。

まず、10月にご提案させていただきました市立高等学校の異動方針、異動方策と同じく、昨年度ご指摘をいただいた教職員、職員等の文言については、学校職員へと原則、統一いたしました。

次に、異動方針7の(2)異動方策2の(1)(4)の新規採用者の「者」という部分ですけれども、「者」という漢字でございますが、今年度、千葉県の方針及び細目の文言が新規採用職員と変更されましたので、それに合わせて変更いたしました。

続きまして、異動方策3の(4)でございますが、一文追加いたしました。それは、新規採用職員の配置については、学校職員の年齢構成、担当教科等に配慮するとともに、各学校で人材育成のための組織的支援が図れるよう計画的に行うという部分でございます。学校職員の年齢構成の二極化傾向に伴い、教育技術の伝承など、人材育成に努めるとともに学校職員構成の学校間格差、不均衡の是正に努め、バランスよく配置することが求められておりますので、そういう観点でこの文言をつけ加えいたしました。

以上、人事異動方針並びに人事異動実施方策についての説明といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第53号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより、質疑及び討論を始めます。

松田委員 それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

私は言葉にこだわります。というのは、このような方針が誰を対象としたものかということとは、明らかにする必要があるだろうと考えるからです。

7の(2)について、1点だけ質問をさせていただきます。

先ほど新規採用者が、新規採用職員に用語の変更があったことをご説明をいただきました。この部分について学校職員ではなくて職員となった理由について教えていただきたいと思っております。

学務課長 申しわけございません。特に理由はこちらも把握しておらないんですが、広く学校

の職員ということで、教員だけに限らず学校に勤務している職員という、対象を広くしたためにこの言葉が、者から職員と変わったのではないかと、これは私の想像でございます。よろしく申し上げます。

松田委員 通常、職員というと、事務職とかを指すのだらうと思います。新規採用者と言いますと、県費の教員も含めてということになりますが、表現上の誤解が生じないか、私は非常に心配です。

後でも結構ですので、これはなぜこうなったのか教えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

学務課長 確認をいたしまして、次回、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

山田委員 文言の整理については承りました。

昨年からの変更点と関わる点で言いますと、実施方策の3の4の文言に一文を追加しましたというご説明があった部分に係るんですが、まず質問の一つが、年齢が、学校の先生方については非常に大量採用のあった時代から、大きな波が少し変わって、年齢が中間層の先生方が少ないというようなことをお聞きをしておりました。そのためのこういった人材育成のためのというような意識を高く持っているということでありますけれども、その実態について、どのような進捗、あるいはどのように今、現場で育成計画が実際に行われているか。仕事の上でオンザジョブトレーニングという意味で進められているということなのか、あるいは、何かほかに経験の伝承を含めて、何か取り組みをされているのであれば。あるいは、また別の研修のプログラムを持っているとか、そういったことがあれば、ぜひ教えていただきたいというふうに。これは質問の1つ目です。

あと質問はもう2点です。

その上の(3)に、他市町村、それから市立高校との人事交流という。これについては、実績はいろいろな機会にお伺いしているものですから、これも何か特筆すべきご説明があれば補足をいただきたいというふうに思います。

3点目が(4)の「また」から先なんですが、「条件付き採用制度の厳正な運用」。ここがちよっと理解が浅いもので、ご説明をいただけたらありがたいと思います。

以上3点、お願いします。

学務課長 新採の採用状況でございますが、まず昨年度は、教諭が小学校47名、中学校31名。事務職員が小学校で2名、中学校で1名。栄養職員が小学校で1名でございました。小学校

のほうは合計50名、中学校のほうは32名でございました。

研修についてでございますが、県のほうからは新規採用指導教員ですか、新採の指導教員が新規採用教員4人に1人配置されます。その教諭を中心として、各学校で指導計画を立てながら初任者研修に取り組んでおるところでございます。県では2年目から3年目の教員にもフォローアップ研修を位置づけて、ワーカーあつての教員の力量向上を計画的に進めております。本市におきましても、フォローアップ研修の対象となる研修会を、指導課を中心に開催しております。

各学校においては2年目以降、それから5年目あたりの教員でしょうか、各学校で若手教員育成部会、研修会を独自に設けまして、授業研究、生徒指導、保護者対応、不祥事防止等の研修を中心に取り組んでおります。我々も学校の計画訪問の際には、その状況を確認し、管理職に指導しておるところでございます。

それから、市立高校との交流につきましては、今年度は、以前の会議でも申し上げましたが、教頭が事務から1名。女性の教頭が配置されまして、市立松戸高校の教頭が2人制となっております。

それから、条件つき採用制度につきましては、これは教員も選考試験でございますので、教員の免許状を持って教員になっている。ですから、選考試験で採用したけれども、様子を見ましようというか、免許状を持っているけれども教員としての資質はどうなんだろうか。指導の力量はどうなんだろうかということを1年間かけて見て、正式な採用に至るといふことでございます。

学校のほうからは、校長から新規採用職員の状況を年に3回報告を受けまして、県教委のほうにこちらを通して報告しているということでございます。条件つき採用につきましては、簡単に申し上げますと、見習い期間を経て正式採用になるというふうにお考えいただければと思います。

以上でございます。

山田委員 補足で、それが一般的だということですね。

委員長 それというのは、最後の見習い期間のことですか。

山田委員 そう、条件つき採用を経て採用されるというのが一般的な現状であるというふうに理解いたしました。わかりました。じゃあ……

委員長 追加ですか。

山田委員 追加ではないです。今の件についての意見。

新採の先生を初め、二、三年の先生方もフォローアップ研修というのを、これは県のほうでちゃんと用意されている。それから、若手教員の育成プログラムというのを今度、市教委のほうでやっているということで承って、安心をしておりますが、殊にコミュニケーションをなかなかとれないで悩んでおられるというようなことがないように、大きな問題になる前に、接触を重ねることでその方の成長になることはもちろん、生徒児童の皆さんに影響を及ぼすことにならない、よい結果になるということ、接触をどれだけ保つかということだろうと思います。

これは市教委なのか、あるいはベテランの先生方なのか、あるいは管理職の先生方なのか、いろいろな立場でできると思うので、ぜひそれはまめにやっていただいて、この人事方針がよい成果を生まれるようにというふうに思って、意見として申し上げます。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

市場委員 今、新卒の方の採用の件が出ましたけれど、小学校47名、中学校31名。退職される方が実際にあとどれぐらいいて、プラスマイナスどうかという点と。あと、千葉県のそもそも教員試験の倍率がわかれば教えていただきたいんですけど。

学務課長 新規採用職員の退職の状況でございますが、今年度は残念ながら小学校で1名、既に退職をしております。それから、昨年度は2名退職を。

市場委員 それは1年目の先生がやめられたという。

学務課長 はい、新規採用職員の。

市場委員 あと、定年でやめられる方がどれぐらいいて、トータルの職員、先生の数としてどうなっているかというのはわかりますか。普通の退職。

そもそもプラスなものなんですか、マイナス。全体としては……

学務課長 数につきましては、純粹に退職した後も再任用制度が始まってございますので、退職したからその数を全て新規採用職員で埋めるというわけではございません。

以上です。

委員長 市場委員、それでよろしいですか。

市場委員 はい、それはわかりました。

千葉県教員試験の倍率とかというのはわかりますか。

学務課長 小学校では2倍から3倍ぐらいだと思います。これも正確な数字は持ってございません、調べればすぐにわかりますが、申しわけございません。中学校は教科によって倍率が

また変わってまいります。

市場委員 それは、全国に比べて、その程度が普通というか、平均ぐらいなんですか。

学務課長 はい、その程度か否かということはこの場では申し上げられません。申しわけございません。

教育長 自治体によって大きく違います。

人口が少ない県においては、いまだに若干名の県もありますし。それから、千葉県は小学校と中高が一緒に、今は採用していますので、教科によって大きくまた違いますから。一律に何倍という答えはあまりしていません。

委員長 それは、千葉県の数字や状況ですね。

全国的には文科省のデータがあるんでしょうね。それを見ないとはっきりしたことは言えませんが、状況としては今おっしゃったようなことだと思います。

市場委員 新規職員採用が少ないところは当然倍率が非常に高いし、千葉県みたいに比較的多いと思われるところは、比較的低いということ。

教育長 首都圏は恐らく小学校は3倍前後なんです。3倍切ると、普通は質が不安になると言われています。

委員長 この間、福井県に行きましたが、福井では教員に人気があるんですね。

教育長 少ないんですね、採用が。

委員長 採用が少ないから倍率が上がる。首都圏、あるいは大都市圏と言ってもいいのかもしれませんが、大都市圏でも、場合によっては倍率が下がるところもあるということは聞いています。

市場委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

瀧田委員 学校職員または職員という名称になりましたので、ちょっと全体が見えにくいかと私は感じるんですが、ここで申し上げることではないのかもしれませんが、全体像をうかがいたいのです。松戸市の小・中学校、それと高校は今回入っていないようですが、小・中学校の職員と言われる部類には教員とか、事務職とか、あると思いますが、その総合的な、全体像みたいなことがわかるような数字がありますか。それとかあとは、職員の中に、栄養管理の方も職員に入っていましたね。その辺の分類がわからないまま職員全体像として私たちが把握しなくてはいけないのは、ちょっとわかりにくいところがありますので、教えていただけますか。

学務課長 数でよろしいでしょうか。

小学校から申し上げます。小学校の教諭が、男女別で細かくなってしまって申しわけありませんが。

瀧田委員 別でも結構ですよ。

学務課長 男性が274名、女性が625名でございます。養護教諭が48名。講師が男性35名、女性67名。事務職員が男性18名、女性29名。栄養教諭が6名。

瀧田委員 女性ですか。

学務課長 はい。

栄養士、これも女性でございます、20名でございます。これは県費負担教職員、校長、教頭以外の数でございます。

瀧田委員 管理職は入っていないということですね。ありがとうございます。

学務課長 中学校も申し上げますか。

瀧田委員 はい。ゆっくりお願いします。

学務課長 申しわけありません。

中学校でございます。教諭が男性309名、女性223名。養護教諭は全て女性でございます、23名。講師は男性が35名、女性が29名。事務職員が男性が7名、女性が16名。栄養教諭が5名。栄養士が7名、どちらも女性でございます。

以上でございます。

瀧田委員 ありがとうございます。

そうすると、これは全部常勤という形ですね。非常勤の方は又別ですね。わかりました。

それで異動があるのは、全体の何%ぐらいが毎年、異動みたいな形になりますか。きちんとは決まっていないでしょうけれど、半分ぐらい異動させてしまうとか、そういうことはないでしょうし。パーセンテージで。

委員長 恐らく年によっても違うでしょうから、平均的なものあるいは近年のものでもいいですね。

瀧田委員 そうです。アバウトで結構です。

学務課長 昨年度、25年度末のものでよろしいでしょうか。異動は全体で、市内異動が209。管外県立市外転出、これが29でございます。逆に管外県立市外からの転入、これが27でございます。

今申し上げたのは教諭でございます。教諭の異動が以上でございます。

瀧田委員 わかりました。

委員長 全体で何割ぐらい、何%ぐらいというのがご質問の趣旨でしたが、今の数字は人数だけですね。

瀧田委員 そういう特別なきまりはないんですね、枠は。例えば10%は必ず変えますよという枠はないんですね。

学務課長 特にそういう枠はございません。

ただ、人事の活性化ということで、方針にもうたってございますが、永年7年と定めまして……

瀧田委員 書いてありますね、それは。わかりました。ありがとうございます。

大勢の、大変人数の多い中での公平な、異動というのは、大変なエネルギーが要ると思いますけれども、適材適所というのもあるでしょうし、よろしくお願ひしたいと思います。

学務課長 今の数字、209の中には教諭だけではなくて、養護教諭、事務、栄養も含まれてございます。申しわけありませんでした。

瀧田委員 突然の質問で申しわけありません。

委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山田委員 関連して。平均して同じ学校にいる期間というのは、数字出ていますか。それはないですか。これもばらつきがあると思うので。感覚的にはどうですか、教育長。5年とか6年とか。

教育長 そうですね。短くて変わる人もいますし、7年ぎりぎりの人も結構いますし、やっぱり5年ぐらいなんだろうね、平均は。

山田委員 やりくりもありますよね、教科のバランスとか。

教育長 以前と違うのは、再任用の人たちは原則その学校1年なので。それも含めるとまた違ってきますね。

山田委員 平均値というのは、余り意味がないかもしれません。

委員長 松田委員は言葉に関心がおありなんでお尋ねします。教職員という言葉を変えては学校職員に変えたという点及び新規採用者と中堅教職員という言葉を変えては職員と学校職員に変えた点にこだわっておられました、今までの議論の中で、瀧田委員が質問されたことと関連して、職員と教職員が学校職員という言葉に収れんされていったように思われます。それで、何か、そういう議論をお聞きになっていて思うところはありますか。それとも、そんな

ことで納得していただけるものですか。

松田委員 では、指名でございますので。

感想を申し上げますと、今回の用語変更で、逆にわかりにくくなったと感じています。つまり、包括的になり過ぎてしまい人事上の課題が見えにくくなってしまった感があります。たとえば2ページには、県費負担教職員の人事を推進することになっておりまして、これは非常にわかりやすい言葉だと思います。しかし、その後、学校職員となってきたことによって、教員を指すのか事務職を指すのか。あるいは場を学校に限定されてしまい、籍は学校に置きながらも、例えば行政等に出向している県費負担者とか、そういった方々もこの対象者になるのか、ならないのか、非常にわかりにくいものになったなというふうな感想を持っています。

また、2ページの6番の管理職等への登用ということについても、(4)に女性職員の管理職への登用という項目があります。これをそのまま理解すれば、例えば事務職からの学校管理職への登用ということを積極的に進めるよう方針としたと読むことができます。その良否や時代背景について、私はわかりませんが、ぜひもう一度、文言の整理というのをさせていただく必要があるのではないかな、このように感じております。

学務課長 ありがとうございます。いま一度、検討というか見直しをして、どの言葉が何を指すのかということの確認をしっかりとしていきたいと思います。ありがとうございます。

委員長 そうですね。内容がいろいろ複雑になってくると、その上位概念が、はて、それで全てを捉えることができるかということ、余り吟味しないまま言葉を変えていくところがありますね。したがって、それに対するご異議というか、ご質問だと思います。整合性をとれるように検討は重ねてください。

ほかに特になければ、これで質疑及び討論は終結したいと思います。よろしゅうございますか。

山田委員 これはこれでいいんですけども、先生方の、先生としての人事異動のことと、あとは研修のこととも絡むと思うんですけど、社会人との交流については前一回ご質問したことがあって、社会人から入ってくる先生方はいますか、みたいなことをお聞きしたこともあったんですけど。今後の、世の中がどんどん動いていく中で、生徒指導に当たって、広く経験を持つ機会が先生方にあるかどうか。その時間的余裕が、どうやらないのではないかなというようなことがいつも感じられています。そういったことの機会というのが、特に県費であれば県の教育委員会のほうから任命されるということですから、人事は中では動かせる

にしても、そういう余裕というのはないんだろうなと思っています。できればそういうことを通じて、また生徒指導に広く社会を伝えていく、あるいは、生徒がまた体験をするときに適切な助言ができるというようなことになるようなことも、長いこれからの中で、もう少し広く、研修とか体験が、先生方ができるようなことというのは、どうにかできないかなというようなことを常々思っております。この人事異動方針に直接は関係はないんですけども、ご検討といいますか、簡単に市教委でできることかどうかわかりませんが、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

意見でございます。

委員長 教育長、何かありますか。

教育長 若手に限らず、中堅どころも管理職候補も、研修というか育成が大きいテーマに、これからはもっともっとなってくると思うので、来年度の方針の中の一つに、今、学校教育においては、いろいろアイデアを検討しているところでございます。ぜひよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

最後に4ページをごらんください。人事異動の基本方針の、算用数字の2の(2)なんです。松田委員、この文章を読んで、何か気になりますか、なりませんか。この「ともない」という使い方がちょっと気になったんですが、こういう場合に「ともなう」という言葉を使うものでしょうか。ちょっと言葉のつながりが気になりました。

つまり「学校職員の年齢構成が二極化傾向にあることから」という意味ですよ。そういう場合「ともない」という表現をするのかどうか、ちょっと気になりました。

松田委員 適切なのは「踏まえ」でしょうね。

委員長 ええ、「踏まえ」。あるいは年齢構成が二極化傾向にあることを「考慮して」とか。

そんな意味なんだろうけれども、こういう文章になっていたの、国語の先生に吟味していただきたいと思いました。それだけです。

それでは、議案第53号につきましては、これで質疑及び討論終結、採決したいと思います。

議案第53号につきましては原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。したがって今、最後に私が申したことを、ちょっと国語の先生と相談していただいて、表現を変える必要があれば変えるということを条件つきで承認ということにさせていただきます。

次に進みます。

◎議案第54号及び議案第55号

委員長 次に議案第54号「松戸市美術品等選定評価委員会条例の制定について」及び議案第55号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会設置条例の制定について」を一括して議題といたしたいと思います。

なお、採決は54号、55号、別々にとりたいと思います。議案の内容が関連する関係上、一緒に説明していただき、議論をお願いします。

それでは社会教育課長から、お願いします。

社会教育課長 それでは、12月定例議会に提案します議案第54号「松戸市美術品等選定評価委員会条例の制定について」及び議案第55号「松戸市立博物館等資料選定評価委員会設置条例の制定について」、私のほうからご説明させていただきます。

最初に条例制定の背景と経過についてご説明させていただきます。

一般的に市長や教育委員会といった執行機関が行政を執行する前提として、高度な専門性を必要とする場合で、特に法律に設置義務がない場合には、専門的な知識や経験を有する有識者から意見を聴取するため、規則や要綱等により審査会等の委員会を設置してまいりました。

近年、全国的にこうした審査会等の委員会については、その名称を問わず、その性格や運営状況、組織の実態等を地方自治法の趣旨に照らし合わせ、地方自治法に基づく附属機関として位置づけることが望ましいとして、条例を制定する動きが広まってまいりました。

本市でもこのたび、こうした動向を鑑み、同様の見直しを図ったものでございます。

なお条例化に当たりましては松戸市美術品等選定評価委員会が昭和59年9月1日に、松戸市博物館等資料選定評価委員会が平成元年8月8日にそれぞれ設置され、両委員会が今日まで数多くの貴重な美術品及び歴史的資料の収集に取り組んでまいりました実績を踏まえ、現在の要綱を継承した内容といたしております。

それでは、議案を読み上げさせていただきます。

議案第54号「松戸市美術品等選定評価委員会条例の制定について」。松戸市美術品等選定評価委員会条例を別紙のように定める。平成26年12月8日提出。松戸市長、本郷谷健次。提案理由、美術品等の収集に当たり、教育委員会の附属機関を設置するため。

続きまして、松戸市美術品等選定評価委員会条例でございます。

設置、第1条、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市美術品等選定評価委員会を置く。所掌事務、第2条、委員会は、松戸市教育委員会における美術作品及び美術に関する資料の収集を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。(1)美術品等の真がんに関する事項、(2)美術品等の価格の適否に関する事項、(3)美術品等の寄贈及び寄託の受入又は購入の適否に関する事項、(4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

組織、第3条、委員会は、委員5人以内をもって組織する。委員、第4条、委員は、学識経験者を有する者その他の教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。2項、委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたのちも、また、同様とする。

任期、第5条、委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。2項、委員は、再任されることができる。

委員長及び副委員長、第6条。委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。2項、委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議、第7条、委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。2項、委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。3項、委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

会議の非公開、第8条、委員会の会議は、松戸市情報公開条例第32条ただし書きの規定により非公開とする。

意見の聴取等、第9条、委員会は、必要であると認めるときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

委任、第10条、この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則 施行期日 1、この条例は平成27年4月1日から施行する。特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正。2、特別職の職員の給与及び弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正する。別表2に次のように加える。松戸市美術品等選定評価委員会委員、日額2万円。

でございます。後ろに議案についての参考資料がついてございます。

続きまして、議案第55号でございます。「松戸市立博物館等資料選定評価委員会条例の制定について」。松戸市博物館等資料選定評価委員会条例を別紙のように定める。平成26年12月8日提出。松戸市長、本郷谷健次。提案理由、歴史資料の収集に当たり、教育委員会の附属機関を設置するため。

松戸市博物館等資料選定評価委員会条例。

設置、第1条、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市立博物館等資料選定委員会を置く。

所掌事務、2条、委員会は、松戸市立博物館及び松戸市戸定歴史館における歴史に関する資料の収集を適正かつ円滑に行うため、松戸市教育委員会の諮問に応じ、次の掲げる事項について調査審議する。(1) 歴史資料の真がんに関する事項、(2) 歴史資料の価格の適否に関する事項、(3) 歴史資料の寄贈及び寄託の受入又は購入の適否に関する事項、(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項。

以下3条から10条、附則に至りましては、先ほどの美術品等選定評価委員会設置条例と同じでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第54号及び55号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論を行います。

先ほど申しましたように、議案54、55、いずれについても質疑及び討論は自由に行います。

山田委員 若干、質問です。教えてください。

それぞれ既に長年にわたって機能してきているものを条例化するというふうに理解をいたしますが、それぞれの委員会の実績と申しますか、開催をどのぐらいのペースでやっていたらっしゃるか、直近のところで教えていただければと思います。

それから、例えば、どれぐらいの点数を今まで評価をされてこられたのか、もし数字がわかればというのが2点目です。

3点目が、任期がそれぞれ途中だと思っておりますが、今回条例化することで任期を仕切り直したりするようなことになるのか。名称、位置づけも含めて、何か現場として変わりがあるのか、あるいはないのか、というあたりを教えていただければと思います。

以上3点です。

社会教育課長 委員会の開催状況でございますが、美術品等選定評価委員会（造形美術品等選定評価委員会）でございますが、これまでに設置以降、16回開催してきてございます。近年、平成11年度以降からは年度で1回の開催でございます。直近の例で申しますと、美術品の購入に係りました平成24年度開催でございますけれども、このときには委員3人が出席いたしまして、寄贈品として3点、寄託として1点、購入作品として2点の、計6点の作品について審議いただきました。

このうち、昨年の25年10月に購入しました奥山儀八郎広告版画展につきまして審議いただいたところの例を申し上げますと、平成9年の奥山儀八郎が27歳のときに作成した木版のポスターなんですけれども、平成10年度に版画家として大きく方向転換する前の作品で、現存する作品が非常に少ない時期のもので、大変珍しく、貴重な作品だというような評価をいただきまして、購入に至った経過がございます。

これまでに開催してきました委員会での点数でございますが、作品及び資料2,180点の評価を行っていただいております。

任期の件でございますけれども、（現委員の任期は）今年度3月末までですので、条例化が決まりましたら、この条例（案）は平成27年度施行でございますので、そちらに合わせて、新たに委員として委嘱をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

博物館次長 私のほうから、博物館に係るほうのご説明をさせていただきます。

今まで10回開催をさせていただいております。点数につきましては、それこそ縄文時代とか先史時代の石器類等々も入ってまいりますので、例えば代表的な例ですと、こちら平成20年に開催したときの資料なんですけれども、下総資料館の閉鎖に伴いまして資料の寄贈をいただきました。岩佐さんという当時の館長さんから主に資料をいただいたんですが、このときで言いますと、全部で総点数が1万3,701点というような点数になってしまいます。ですから、過去、今までの10回の点数と言いますとそれぞれ数え方もいろいろございますので、本当に膨大な資料を各先生方にはご審査をいただいているところでございます。

それと、私どものほうですと、平素の業務につきましてはベテランの学芸員がおりますので、市民の方から日々いろいろなご相談を頂戴しております。家のほうからいろいろな資料が出てきたということで、それについてご相談をいただいた中で寄贈があったり、あるいは、博物館については件数的には少ないんですけれども、ごくまれに買い取り希望というようなご相談もあるわけなので、委員さんについては会議の開催がない場合でも、ご相談役的な役割

もお願いしているところなので、現在、委嘱はさせていただいております。

今回この条例化に当たりましては、仮にこれで条例が通りますと、来年の3月末をもって現行の要綱のほうは廃止をさせていただいて、4月から新たに条例として、この教育委員会の会議のほうでご審議をいただいて、改めて委員さんの委嘱のお願いをさせていただきたいというふうに考えております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員長 山田委員、それでいいですか。

ほかにいかがでしょう。

松田委員 それでは幾つか質問をさせていただきますので、お答えください。

まず、要綱について廃止することは分かりました。そこで、質問の第1点目は、条例とこれまでの要綱の関係をご説明いただきたいということです。と言いますのは、後ろのほう13-2に名簿がありますが、これは松戸市造形美術品等の選定評価委員会となっています。要綱におきましては、国際美術品等選定評価委員会というのもあって、また文書郷土資料等選定評価委員会というようなものもあって、今回この3つをまとめて、美術品等選定評価委員会と総称と書いてあります。3つの委員会が存在していたのに、そのうちの1つの委員会のみ名簿が添付された理由が理解できません。この1つの委員会が今度の条例の委員になっていくという含みがあるか深読みをしてしまいます。なぜこの委員会の委員だけがここで取り上げられたのか、ご説明をいただきたいというのが1点です。

2点目ですが、条例の第2条を見ますと、この委員会というものが諮問委員会になっています。教育委員会が諮問して初めて機能するという位置づけになっていますが、これまでの要綱を見ますと、比較的、積極的・主体的に委員会が活動できるように定められています。この辺の大きく変更した理由をご説明いただきたいと思います。

次、第3点目ですが、美術品等選定評価については第3条の3に利害関係の排斥条項があります。しかし博物館のほうにはその文言がありません。これにはどのような違いが反映されているのでしょうか。今までの要綱に、美術館のほうには利害関係という言葉があつて、博物館のほうにはなかったというのは、その委員の資質として求めるものの違いをどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

社会教育課長 3点のご質問をいただきました。

まず1点、要綱と条例の関係のご質問で、要綱の第2条のところでは各委員会が3つあるところで、今回、美術品等選定評価委員会と一本化した理由でございますけれども、過去に松

戸市のほうではシルクロード関係の美術品を集めていた経過がございまして、そのときに当評価委員会国際美術品等選定評価委員会で審議いただいていたところだそうでございます。

(3)の松戸市文書・郷土資料等選定評価委員会でございますが、このところにつきましては、申しわけございません、資料がなく経過がわかりませんでした。現在、美術品等選定評価委員会では、松戸市の造形美術品等選定評価委員会としまして、近代日本美術の、近代・現代史での作品を松戸ゆかりの作家の作品を購入する、また評価いただくというようなところに特化してきてございまして、そのため今回こちらにまとめたところではございます。

それと2点目。利害関係についてでございますけれども、委嘱する際に利害関係を有しない者を選び、委嘱すれば妨げるということの法規の判断がございまして、直接、作品の購入をするときに関係される方が評価をするということは適さないのは当然のことでございますので、そういう利害関係というものを想定してございました。

松田委員 昔の条例、要綱。

社会教育課長 ええ、昔の要綱ではそういうふうなところを防ぐためのものでございました。

松田委員 あとは、諮問委員会になった理由です。

社会教育課長 今まで内規である要綱で定めていたところでございますが、今回の条例化に伴いまして、附属機関である、こちら評価委員会の明確化するために諮問を受けてそれに応えるというような形にしてございます。そちらが理由でございます。

以上でございます。

松田委員 まず、第1点目、お答えいただいたのは、名簿がなぜ造形美術品等の委員会だけなのかというふうなことをご質問させていただきまして、今のお答えですと、ほかの2つについては余り今機能していないということによろしいのでしょうか。はい、わかりました。

それでは2つ目なんですけれども、利害関係のところなんです、美術品については、これは利害関係というのは私もよくわかるんですが、博物館については必要ないというふうなことで考えてよろしいのでしょうか。全くそれは必要ないということですか。はい、わかりました。ありがとうございます。

それから3点目につきまして、これまでの要綱では、委員会というのが比較的、主体的に活動できるようなものになっていりましたが、今度は諮問機関というふうな形に位置づけられるという、そういうふうな第2条で定められたということなんですけれども、これによって支障がなければよろしいんですけれども、教育委員会の諮問というと、必ずここで今度は調査審議願うことを議論するという形になり、手続きが複雑で時間も要することになりますが、

そのような形でよろしいですか。

博物館次長 今回の取り組みの大きなポイントの中には、任意に開催しやすいという、今までの利点もあったわけですが、ただ一方で、やはり、市民の皆様の透明性を高めるといったような大事な目的もございまして、審議した結果につきましても要綱で定める、あるいは規則で定める、実際によってまちまちだったわけですが、そういった位置づけもまちまちな委員会から、条例で定めることによりまして、執行機関とすればこの委員会のほうから上申される内容につきましても、意思決定に重要な役目を果たすというような重みを持ってまいりますので、どちらかという、そちらのほうを主体に、今回、条例化をしているということでご理解を賜りたいと思います。

松田委員 委員会の重みと責任を明確にして市民への透明化を一層図っていくという、そういう趣旨だということですね。わかりました。その趣旨の周知と徹底をお願いしたいと思います。

市場委員 今、透明化ということも関係するかもしれないんですけど。第9条に……

委員長 どちらのほうになりますか。

市場委員 両方の条例の第9条ですけども、情報公開条例のただし書き。32条ただし書きというのはちょっとわかりませんが、非公開とすとなっていますけれども、それはこういう性質のものは非公開というのが普通で、原則的だということよろしいのでしょうか。

博物館次長 委員会の性格とすれば、先ほどのご質問にお答えしたとおり、条例に載せることによって、議会の対象にもなりますし、広く市民の人にこの制度が広められるということではございますけれども、幾つか市の中でこういう委員会が今回立ち上がってくるわけですが、しかしながら、今回ここでご提案をさせていただいているものにつきましては、その審議の性質上、審議の対象になる所有者の方のプライバシーの問題ですとか、財産の問題ですとか、それから、こういう審議内容が漏れることによって、鑑定の値段だとか、いろいろなところにも影響を及ぼすような内容でございますので、先ほどのただし書きにつきましては、そういったものに触れるようなものについては非公開としないというような趣旨でございます。

当然、審議結果についてはきちんと、それは公開をしなければいけませんので、審議結果とすれば、きちんと市の情報公開のセクションのほうから公開はさせていただきます。審議中のプロセスについては非公開ということで、ご理解賜りたいと思います。

市場委員 現実的にはそうなのかなという気もするし、プロセスが全くブラックボックスで、ぼっと結果だけ出されても何だかよくわからないんじゃないかなという気もするし、その辺

は兼ね合いが難しいんだろうなと思います。

社会教育課長 美術品等評価委員会のほうでございますけれども、作品受け入れ先の個人情報等が含まれてございますので、ここは非公開とさせていただきたいと考えてございます。

委員長 そうですね、市場委員がおっしゃるとおり、ちょっと微妙なところがありますからね。ほかにいかがでしょうか。

山田委員 「松戸の教育」の各委員会、審議会等の名簿の欄を拝見していて、違いを教えてくださいたいんですが、それから担当課がここでも違うので教えてくださいたい。

文化財審議会というのがありまして、これも学識経験者の先生方が7名いらっしゃいます。博物館に関しては、あとは博物館協議会委員というのがある。これは、要は運営に関するお話だろうと思います。それからあとは、今の博物館等資料選定評価委員会委員というのがあるということで、今申し上げた後の2つ、博物館協議会と博物館資料選定評価委員会は博物館のほうでの担当かな。文化財審議会というのは別なんですね、社会教育。

文化財審議会というのはこれとは関係ありませんが、どういったことをなさるんですって。役割分担を確認したいんですが。

社会教育課長 松戸市の指定文化財等の教育委員会からの諮問を受けまして、そちらのほうの調査、答申を行います。

当文化財審議会でございますけれども、こちらの審議会の所掌事務としましては、会議は審議のみでございます。調査は別に各委員さんで調査を行った後には、こちらについては報償という形で、些少ですけれどもお支払いをさせていただいてきてございます。文化財審議会については松戸市の埋蔵文化財、あるいは指定文化財の指定・保存について調査、審議いただくということを目的としてきてございます。

山田委員 わかりました。文化財の指定に関するほうである。それが仮に美術品であったりするとき、それを評価するのは今回の委員のほうで評価するということですね。文化財の指定とは別次元の話が今回の。

社会教育課長 今回の美術品等評価審議委員会ですけれども、こちらにつきましては日本の近代・現代美術史の中での松戸ゆかりの作品等につきましては松戸で収集します作品の評価、調査を行っていただくということを目的としてございます。

山田委員 ありがとうございます。

あと、真がんの「がん」というのは今、平仮名なんですって。それが学校でも、もう習わないんですね。

わかりました。ありがとうございます。

瀧田委員 私、博物館のほうの選定委員ですか、そういう方たちの審議は何かここで何回かしたような記憶が実はあるんです。それで、この美術品の選定評価委員会というのは、私、初めて伺ったような記憶があります。私が初めてと言ったって12年の間なんですが。記憶違いというものもあるかもしれませんが、こういうふうに、ちゃんと条例になってきちんと表に出てくれば、より明確かなというふうに、今、判断したところです。

それで、いつも予算のところでは社会教育課の中に、美術館準備費というのが書いてあって、それがどういうことを示すのか私には非常にわからなくて、クエスチョンマークをしていたんですが、美術品で、今までこの方たちの審議のもとに、評価のもとに松戸市が購入し、なおかつ、それが市民に展示されたということは、先ほどおっしゃった奥山儀八郎さんののは伺っておりますが、そのほかにも、市民の目に触れるような場で、展示会とか開催とか、そういうことをなさってきた経緯があるんでしょうか。どちらかというとなら造形美術のほうです。博物館のほうは折に触れていろいろ資料を提供していただいたり、拝見していますが、造形美術品というのは、明確なあれが実は私、把握できないので。現実的なことになって恐縮ですが、ご説明いただけますでしょうか。それとも今後のことなのか、今までにこういうところに購入してありますよというようなことがわかるのか。

委員長 恐らくその説明は、社会教育課長には難しいと思います。資料の12ページをごらんください。今までの松戸市美術品等選定評価委員会設置要綱、これを見ると、市長が任命することになっているんです。だから市長部局の管轄です。それとも教育委員会とかかわっていたんですか、これは。

瀧田委員 でも社会教育課。

委員長 いや、美術品等については市長の管轄じゃないんですか。

ここはどうなんだろうね。それがずっと気になっていたんですが、そうでもないんですか。委員は美術品等選定評価委員会条例案の……。

今までは市長が委嘱していたんですよね。それを今度、教育委員会にしようというわけですね。そこはどうなんだろうね。

博物館次長 前にご審議いただきましたうちのほうですと、市史編纂の委員さんの、委員の委嘱についてご協議をいただいたところですが、あれにつきましても、当初は市長部局にあったんで、条文自体は「市長が」となっているんですが、その後、機構改革なんかで移されたときに、内部のほうではそれを読みかえる規定を、別途規則を設けていまして、現在は教育

委員会のほうにご審議をいただくというような形の整理をさせていただいています。

ですから、これだけ見ますと委員長先生がおっしゃるようには見えるんですけども、必ず機構改革とかあって移管したときには、そういった措置をとっておりますので、この条文についてはそういうご理解をお願いをしたいと思います。

委員長 そうですか。それで説明の辻褄が合うんです。博物館のほうの旧規定は、ちゃんと教育委員会が委嘱するとなっているんですからね。

社会教育課長 古くには、松戸市に美術館構想というような計画が出てきたことがございまして、そのときに委員は市長の委嘱でスタートした経緯がございまして。それ以来、要綱については見直しを図ってきておりませんので、今現在も、委嘱については市長が委嘱というような形をとってございます。

それと、所蔵作品につきましては、現在1,539点で、こちら購入、寄贈、寄託も含めてでございますが、松戸市の所蔵品としてございます。こちらの作品につきましては、平成6年度以降、博物館、戸定歴史館（展覧会の内容や出品点数等により）のどちらかを会場として、作品を市民の皆様に展示公開してございます。

以上でございます。

瀧田委員 わかりました。私も拝見しましたけれど、そういうものが今まで選定委員会で決定したもので、私たちの目に触れたものだけということですね。

委員長 いい質問でしたね。その辺、今までの所轄がどこであったかということも関連しますので。恐らくこういう議論は、議会でも当然出てくると思われまますので、予行演習だと思ってください。

たくさんご意見いただきましたが、ほかに何かございますか。大体ご納得いただいたでしょうか。

それでは、これで議案第54号及び55号の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

まず最初に議案第54号についてですが、これについては原案どおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ありがとうございます。

次に議案第55号です。この議案についても原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、議案第54号、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第56号

委員長 続いて議案第56号です。議案第56号「平成26年度12月教育費補正予算について」を議題といたします。

この議案第56号は、市長に対し意見を申し出る事項であって、市長の意思決定に係る重要な事項に属するものであります。

従いまして、議案第56号の審議を秘密会としてはいかがかと、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

これより行う教育委員会会議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会といたします。

なお秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第56号につきましては記録を残したいと考えております。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

それでは松戸市教育委員会規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴人はご退席願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、市立高校事務長、市立高校事務長補佐。

以上でございます。その他の方はご退席願います。

それでは議案第56号「平成26年度12月教育費補正予算について」をお諮りいたします。

ご説明願います。

教育企画課長 それでは議案第56号でございますが、平成26年度の12月教育費の補正予算を、同じく12月の定例市議会に提案するよう市長に申し出るものでございます。

補正予算の内容でございますけれども、歳入歳出予算にそれぞれ2,000万を要求するものでございます。歳出につきましては2,000万増額でございます。23ページをごらんいただければと存じます。こちらにつきましては、先月の教育委員会会議でお諮りをさせていただき

ましたが、市立高校の野球部の練習後、バッティングゲージが転倒したことによります負傷事故について、相手方と和解してはどうかということをお諮りし、ご承認いただいたところでございますけれども、その損害賠償金を予算化するものでございます。

歳出予算として賠償金を2,000万計上いたしまして、次に歳入予算でございますけれども、こちらは契約しております保険会社から損害賠償金が補填されますので、その分の歳入を計上するものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第56号につきましては、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょう。前回、この点について意見交換しました。その案件を予算に組むということですが。特にご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

委員長 それではご意見がないようですので、質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第56号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第56号は原案どおり決定いたしました。

以上で秘密会を終了いたします。

関係職員及び傍聴人の入室を許可いたします。

(関係職員及び傍聴人入室)

委員長 議案第56号については、原案どおり決定しましたことをご報告いたします。

本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

事務局、何かご報告はありますか。

教育企画課専門監 教育企画課小学校新設担当の関でございます。

(仮称) 関台小学校新設に関する説明会についてご報告をさせていただきます。

お手元にごございます資料の別紙2をご覧ください。

説明会は11月22日（土）、11月23日（日）の2日間行います。東部小学校の保護者等への説明は、22日（土）9時から。松飛台小学校の保護者へは、22日土曜日の13時から行います。

説明の内容は、建築工事スケジュール、学区、通学路などでございます。

その他、記載のとおりでございます。

続きまして、A4横の（仮称）関台小学校新設に関する説明会資料（案）をご覧ください。

1ページをご覧ください。開校までのスケジュールを示しております。建築工事は平成28年3月下旬に完了予定でございます。学区については想定される学区を公表しますが、来年度の新設校の条例設置に合わせて最終の決定を行います。通学路についても同様に安全対策等準備を進めますが、最終の手続は平成27年9月ごろに警察への申請をもって決定となります。

学校名については、今年度の年明け、1月ごろに学校名検討会議を立ち上げて準備を進め、来年6月に条例設置をいたします。検討会議につきましては日を改めましてご説明させていただきたいと考えております。校章と校歌については、事前の準備を行いますが、本格的な協議と決定は平成28年4月の開校後に行う予定でございます。

2ページから5ページまでにつきましては、新築工事の概要でございます。

6ページ、7ページは、想定される学区と児童推計を掲載しています。

8ページをお開きください。点線で示してある道路が想定する通学路でございます。

9ページ、10ページは記載のとおりでございます。

続きまして、別紙1をご覧ください。想定する通学路の安全対策についてです。①から⑭番まで示してあります箇所は、横断歩道などを設置するものです。明日の14日（金）に、千葉県警察本部と松戸警察署と教育委員会の3者で現場確認を行い、信号機や横断歩道の設置要望を行うこととしております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

（仮称）関台小学校新設工事説明会等についてのご説明いただきましたが、何かご質問ありますか。これについては前回、特に学区についてご議論いただきました。

何かありますか。

山田委員 学区の決定がこの1ページのスケジュールによりますと、27年度の7月いっぱいぐらいなんでしょう、というふうなことですか。

間もなく入学するだろう子供たちのあれを考えますと、早目に発表できる状態になるのか

どうかを。

教育企画課専門監 一応、想定するという言葉を使わせていただきますけれども、学区については、その前にアナウンスはしていきます。ただ、事務的な都合で、学校名が決定した後に、条例設置をし、学区の決定という流れになりますので、この資料上決定は平成28年7月になります。しかし、保護者の方へはもっと事前にほぼ決定という言い方になるかわからないですけれども、お知らせはいたします。

山田委員 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

横断歩道については、よくわかりました。この横断歩道と関連するのかどうかわかりませんが、子供たちの安全等で、今議論されているのが、防犯カメラです。防犯上非常に役に立つと言われてますね。そういう意味で、何かその辺考えられることはあるんでしょうか。

教育企画課専門監 犯罪の抑止という効果などがあります防犯カメラの設置については、新設校へ7台を設置する予定でいます。通学路へのカメラ設置は松戸市の取組みを紹介させていただきます。市民参加型の事業で民家にカメラを設置して、必要に応じて警察へデータを提供するというものがございます。松戸市では、1,000台の設置を目指していますのでそれらが活用するという考えもあるかと思えます。

委員長 わかりました。

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

学校教育部長 お手元に配付いたしました最新版の音楽部活動における小・中学校児童生徒の活躍でございます。

全国大会の結果が出ましたので、載せてあります。それから、今まで参加校がどのぐらいあるのかということもありましたので、それもあわせて載せてあります。

吹奏楽コンクールにおいては県で110校、その中で県から関東大会に3校出ました。関東大会というのは東関東で4県から24校集まったというふうに、そういう見方でございます。

新たな部分として7番、合奏フェスティバルというところで、新松戸西小学校が県大会で優秀賞ということで、今度、関東大会に行って、渋谷公会堂で、代表として参加することになっております。なお、11月15日土曜日、市内の小・中学校各種音楽コンクール受賞記念演奏会がございますので、お時間がありましたら、ぜひよろしく願いたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。すごいですね。

山田委員 3番のNHK学校音楽コンクールは、これは合唱ですよ。

学校教育部長 合唱です。

山田委員 吹奏楽は全国の10校のうちに2校入っているということですか。

学校教育部長 そうです。東関東から3校出たんですが、それが全て千葉県で、千葉県の3校とも金賞に輝いております。

委員長 継続できることが重要です。この力をずっと維持してほしいですね。

山田委員 それがみんな高校に行って散っちゃいますんで……

委員長 いずれ近いうちに、市立松戸高校も伸びてきますよ。

ありがとうございます。

ほかにございますか。

生涯学習部長 事務局より文部科学省における地方教育行政功労者表彰の受賞につきましてご報告いたします。文部科学省では、教育委員会の委員として長年にわたり地方教育行政の充実発展に尽力され、顕著な功績を上げられた方々を、昭和58年度より地方教育行政功労者として文部科学大臣が表彰し、その功績に報いることとしておりますが、去る10月21日にとり行われました、文部科学省における平成26年度地方教育行政功労者表彰式において、本市より關英昭教育委員会委員長が、地方教育行政功労者として表彰の栄誉に浴されました。關委員長の長年の取り組みとご功績に敬意を表し、心より受賞のお喜びを申し上げます。

今後ともご活躍を祈念申し上げますとともに、引き続き、本市教育行政の進展にお力添えをいただきますことをお願い申し上げ、地方教育行政功労者表彰のご報告とさせていただきます。

このたびは、まことにおめでとうございました。

(「おめでとうございます」の声あり)

(拍手)

委員長 ありがとうございます。

生涯学習部長 なお記念品をお預かりしておりますので、教育長より贈呈をお願いいたします。

教育長 大臣の代わりに恐縮ですが。

表彰状。關英昭様。あなたは長年にわたり地方教育行政の充実発展に尽力され、顕著な功績を上げられました。ここにその功をたたえ、表彰します。平成26年10月21日、文部科学大臣、下村博文。

おめでとうございます。

(拍手)

生涯学習部長 委員長、一言お願いいたします。

委員長 私自身、何で表彰されるのかよくわかりません。長年にわたり地方教育行政の充実発展に尽力したのかどうか、私には自信ありません。

本当に何だかわけのわからないうちにいただいたような感じで、僕もどういうふうに喜びを表現していいのか、あるいは驚きと置いていいのかまだわかりませんが、いずれにしましても、皆さんのおかげで、このような賞をいただいたものと思っています。ありがとうございました。

これからの残りの任期を精一杯努力したいと思います。

特に、地方教育行政法改正に伴う教育委員会制度と市長部局との関係をどういうふうにしていくのか。ソフトランディングという言葉は僕は使いたいと思っていますので、これからも皆様のご協力をよろしくお願いします。どうもありがとうございました。

(拍手)

生涯学習部長 おめでとうございます。

委員長 ありがとうございました。

ということで、事務局のご報告はそれでおしまいになりますか。

委員の皆さん、何かありますか。

教育長、この前、福井教育フォーラムに行きましたね。そのことで何か皆さんにお知らせすることはありますか。

教育長 それはもう山ほどあります。学校教育部には指導主事としての勉強会として指導課長に行ってもらいました。それぐらいしっかりまとめないと話せないぐらい……

委員長 フォーラムに参加していない皆さんはご承知ないので、もう一度リポートをしていただけますか。

教育長 あれ以来、校長会でも教頭会でも教務主任会でも、いろいろな場で福井県の情報は発信しています。秋田県と福井県と学力学習状況調査の全国のナンバーワン、ツーの状況をいろいろ調べる中で、どうも秋田県は、表現が悪いかもしれませんが、学力テスト中心に動いているくらいがいろいろわかってきまして、福井県は余り意識していない。意識していないで、きちんと結果が残っている状況は何なのかなということで行ってきまして、戻ってきてからもいろいろ福井県の、例えば人口が実は79万人っていない県で、柏と松戸を合わせた

より小さい、人口的には。小学校の数は二百幾つ。ということは教員数も当然多く、逆に教員1人当たりの児童数は当然少ない。

そういう密度の中で一番驚いたのは、福井県の教育行政と福井大学の教育学部と現場の管理職と現場の教員がすっつつながるといふ、その連携です。でも、それもその密度がなせるわざなのかなといふのはありますし、その辺の実態をよくもう一回検証しながら、私たちの行政にも役立てたいなと思っております。

学んだことの中で一番、私が大きいのは、規模が小さいからできているんだとか、そういう理屈じゃなくて、その実態をとにかく徹底的に使っている。あの実態を自分たちのプラスに、使えるものは全部使っている。だから厳しいですね、やっていることは。すごく厳しい、鍛えられている。教員も子供らも行政も鍛えられているなという。そこは学ばなきゃいけないのかなと思いました。

委員長 ありがとうございます。

山田委員、何かありますか。

山田委員 私、帰ってからすぐ、忘れちゃうと思ってレポートにしたのですぐ出します。

教育長の今のお話で、大分長い時間そういう意味で、教育漬けの2日間という、本当に貴重な経験をさせてもらったんですけど、環境が違うからとか、歴史が違うからとか文化が違うからといふことは当然あるんですけど、今、教育長がおっしゃったように、その中で非常に真面目にそれに取り組んできている。その成果が出ている反面、真面目さばかりで勝負してきた福井県の子供たちに、オリジナリティとか創造性とかについて、非常に大きな壁を現場では感じているという、現場の悩みといふのが一方にあるといふのもお聞きしまして、どちらかといふと、自由闊達にいろいろなことをできないといふ子供たちもそうなんではないか。でも、そうなのか私はよくはわかりませんが、現場ではそう思っている。福井の子供たちには創造性が足りないんじゃないかと思っていることはどうやら間違いのないといふようなことでございます。福井大学に教職大学院があつて、そこにたまたま松戸三中の卒業生がいて、その方が非常に豊かな経験、バランスのとれた経験を持って今いて、教育長もお話をされていたんで、そういう経験がまた生きてくれば。三中から東葛行って、東大に行った子ですから、非常にもともとは頭のいい方ですけど、それ以上に人間性も非常にまろやかで、案内役の方に出会えたといふのは、これは奇遇だなといふふうに思いましたので、ぜひ、今回の機会を共有できればなといふふうに思いました。

委員長 そうですね。ありがとうございました。

僕は2日目に永平寺中学校に行く予定だったんですが、そこは満席で、隣の町、上志比中学校というんですけれど、そこへ行って、校長先生といろいろお話ししました。実際に子供たちの授業や、あるいは掃除をする態度等、校門で礼をするというの全部見ました。もともと上志比中学校のほうが先に正門で、校舎に入るとき、出るときに礼をすることをやっていたそうです。その後、永平寺中学がやったようです。現在生徒数が全校で77人なんですよ。

だけど学校要覧を見るといろいろな活躍をしているんですね。音楽だけじゃなくて体育も。だから、そういう意味での教育効果は上がっているんだろうなと思いました。

それで、教育長に1つお願いがあります。この学校で、15分ほどのビデオを見せてもらいました。子供たちの学校での生活。永平寺の影響もありそうです。というのは、永平寺では、食事をするとき、お風呂に入るとき、掃除をするとき、全部黙ってやるという、そういう修行の仕方です。

それを受け入れたのかどうか上志比中学校では、掃除をするときにとにかく黙って動く。掃除のときには本当に一言も発しません。そういう意味で、道徳教育に参考になると思いました。この15分間ビデオを校長先生にお願いして、何本か購入する手続きをしていただきたい。場合によっては松戸市の小・中学校の道徳の授業で見てもらい、参考にするという手もあるという気がしました。

瀧田委員 もうできているのですか。

委員長 できています。わずか15分程度でしたが非常によくまとめてあるものです。

そういうこともあって、とても参考になる、あるいは、収穫の多い研修会でしたので、当日出席できなかった教育委員の皆さんにもご報告いたします。

あと事務局から、三輪響子ちゃんの件について、何かここで意見交換する必要はありますか。

教育企画課長 特に意見交換の必要はございませんと思いますが、対応の経過につきましてはご説明をさせていただきます。委員さんには、とりあえずペーパーでご報告をさせていただきましたが、その後の経過でございますけれども、10月29日にご両親と支援者が市長と面会をしてございまして、その席に教育委員会の職員として私も同席をさせていただきました。

その際、ご要望として市立の小・中学校にも、ほかの市内の小・中学校にも募金活動の協力依頼をしてもらえないかという要望がございました。ちょうどいいところに、11月4日の火曜日に校長会議がございました。全市立小学校の全校長先生が集まる会議がございましたので、至急、この話を校長会のほうに投げかけました。

その結果、募金のパンフレットを各学校で印刷をして生徒にお配りするという方向で、校長会では了解が得られた、といいますが、そういう方向となって今、各学校でその対応をされたと思っております。

多少なりとも印刷代、紙代、かかるわけでございますけれども、私ども教育委員会の判断といたしましては、あのパンフレットを見て、例えば病気のことであるとか、障害のことであるとか、それから命の問題であるとか、いろいろなことを考えるきっかけになるというふうに判断し、教育的な効果があると思ひまして、わずかだと思ひますけれども、公費での対応を了承するという対応をとらせていただきました。

その後でございますけれども、会の活動が非常に活発でございますして、11月29日には、中部小学校で「きょうこちゃんを救おう！チャリティーフェスタ」でありますとか、同じく11月29日には、PTA連絡協議会のお母さんたちのコンサートが行われますので、その際の募金活動を許可してもらえないか。このようなご要望がきておりました。連Pのコンサートにつきましては、森のホールで行われるわけでございますけれども、この募金活動の許可につきましては、例えば、森のホールで行われる何とかチャリティコンサートと同じような考え方に立ちますので、主催者がOKであれば許可をする。こんなような対応をさせていただいております。

もう一点、相前後して恐縮でございますけれども、パンフレット、ちらしにつきましては、森のホール、市民劇場、市立図書館、それから市民会館等の窓口に配架をさせていただきます。ほかのちらしと同様に配置をするという取扱い。そこまでの協力をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

教育委員として、教育委員会としてどうすべきかということは、後ほどまた皆さんの意見をお聞きしたいと思いますので、これだけにしておきます。

ほかにございませつか。

なければ、事務局、次回の教育委員会会議日程についてお願いします。

教育企画課長 26年12月定例会でございますが、平成26年12月18日木曜日午後2時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは確認いたします。次回教育委員会会議は平成26年12月18日午後2時から、教育委

員会 5 階会議室にて開催いたします。

よろしゅうございますね。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして平成26年11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 6 分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員